附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第2

休　職　状　況　統　計　報　告

官署名		年７月１日現在	作成責任者官職氏名
事　由		職員数	備　考
休　職			
派　遣（計）			
	国　際　機　関　派　遣		
	交　　流　　派　　遣		
	法　科　大　学　院　派　遣		
	弁　護　士　職　務　経　験		
	福島相双復興推進機構派遣		
	福島イノベーション・コースト構想推進機構派遣		
	オリンピック・パラリンピック組織委員会派遣		
	国際博覧会協会派遣		
休　業（計）			
	育　　児　　休　　業		
	自　己　啓　発　等　休　業		
	配　偶　者　同　行　休　業		
総　計			

様式第2

休　職　状　況　統　計　報　告

官署名		年７月１日現在	作成責任者官職氏名
事　由		職員数	備　考
休　職			
派　遣（計）			
	国　際　機　関　派　遣		
	交　　流　　派　　遣		
	法　科　大　学　院　派　遣		
	弁　護　士　職　務　経　験		
	福島相双復興推進機構派遣		
	オリンピック・パラリンピック組織委員会派遣		
	ラグビーワールドカップ組織委員会派遣		
	国際博覧会協会派遣		
休　業（計）			
	育　　児　　休　　業		
	自　己　啓　発　等　休　業		
	配　偶　者　同　行　休　業		
総　計			